

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P435 ①農地法とは(2)表中 4 条の許可/許可権者の欄	知事 (4 ha 超の場合 →農林水産大臣)	知事等 (指定市町村では →指定市町村長)
P435 ①農地法とは(2)表中 5 条の許可/許可権者の欄	知事 (4 ha 超の農地の場合 →農林水産大臣)	知事等 (指定市町村では →指定市町村長)
P439 ④4 条の許可制度(2) 覚える ①②	① 4 条の許可権者は、都道府県知事である。 ②ただし、4 ha を超える農地の所有者が農地を転用する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。	4 条の許可権者は、都道府県知事等である。原則、知事の許可だが、農地が農林水産大臣が指定した指定市町村内にある場合には、指定市町村長の許可となる。 (②は削除)
P439 ④4 条の許可制度(2) 質問です！	<b>内容をすべて削除</b>	
P439 ④4 条の許可制度(2) 注！意の内容を右に差し替え	<p><b>注意 国または都道府県等が転用する場合には、国または都道府県等と都道府県知事等との協議が成立すれば、許可があったものとみなすのだ。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>国、都道府県又は指定市町村が転用する場合には、国と知事、都道府県と知事、指定市町村と指定市町村長との協議が成立すれば、許可があったものとみなすのだ。</b></p> </div>	
P439 ④4 条の許可制度(3) ①の上 1 行目	国、都道府県が	国、都道府県等が
P440 ④4 条の許可制度(5) ②の上 1 行目	さらに、農林水産大臣または都道府県知事は、	さらに、 <b>都道府県知事等</b> は、
P441 ④5 条の許可制度(3) 覚える ①②	① 5 条の許可権者は、都道府県知事である。 ②ただし、同一事業の目的に供するため 4 ha を超える農地またはその農地と合わせて採草放牧地について権利移動する場合は、農林水産大臣の許可となる。	5 条の許可権者は、都道府県知事等である。 (②は削除)
P441,442 ④5 条の許可制度(3) 覚えるの下	<b>「マンションを建築するため売買契約をする場合」及び「カン違い防止薬」内容をすべて削除</b>	
P442 ④5 条の許可制度(3) 注！意の内容を右に差し替え	<p><b>注意 国または都道府県等が転用目的で権利を取得する場合は、国または都道府県等と都道府県知事等との協議が成立すれば、許可があったものとみなすのだ。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>国、都道府県又は指定市町村が転用目的で権利を取得する場合には、国と知事、都道府県と知事、指定市町村と指定市町村長との協議が成立すれば、許可があったものとみなすのだ。</b></p> </div>	
P442 ④5 条の許可制度(4) ①の上 1 行目	国、都道府県が	国、都道府県等が
P440 ④4 条の許可制度(6) ③の上 1 行目	農林水産大臣または都道府県知事は、	<b>都道府県知事等</b> は、